

事務連絡
令和7年5月7日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業者等の重大災害の発生について

令和7年3月27日、関東局管内の立木販売の事業箇所において重大災害が発生し、その概要が別添1のとおり林野庁業務課長から送付されました。

この災害は、木材グラップル機で林地内において集材作業をしていたところ、底板が伐根に乗り上げたことから機体のバランスが崩れ、林地内の斜面を回転しながら転落し、被災者がキャビン内で体を打ったことにより被災したと推定されるものです。

本災害は、根株等の障害物があったにもかかわらず、あらかじめ除去する措置を講じさせていなかったこと、車両系木材伐出機械を運転する際にシートベルトを使用させる措置を講じさせていなかったことにより被災したものと推察され、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業者等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される事態であります。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

(担当:企画官(間伐推進担当) TEL050-3160-6569)

事務連絡
令和7年4月24日

各森林管理局
森林整備部長 殿
(請負事業者等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業者等の重大災害の発生について

令和7年3月27日、関東森林管理局管内の立木販売箇所において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、木材グラップル機で林地内において集材作業をしていたところ、底板が伐根に乗り上げたことから機体のバランスが崩れ、林地内の斜面を回転しながら転落し、被災者がキャビン内で体を打ったことにより被災したと推定されるものである。

本災害は、根株等の障害物があったにもかかわらず、あらかじめ除去する措置を講じさせていなかったこと、車両系木材伐出機械を運転する際にシートベルトを使用させる措置を講じさせていなかったことにより被災したものと推察され、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業者等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される事態である。

このため、各森林管理局署においては、あらゆる機会をとらえて、請負事業者、立木販売の買受者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、下記を中心とした安全作業に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協調を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。併せて、事業者への注意喚起事項が現場作業員まで周知・徹底されるよう要請されたい。

なお、伐木等作業を行う場合には、朝礼等の安全衛生に関する打合せを活用し、作業計画の内容や緊急時における作業相互の連絡方法について確認を行うなど、安全確保に一層努めるよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

記

- 1 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、労働者の危険を防止するため、岩石、根株等の障害物を除去すること等必要な措置を講じなければならない。
(労安則第151条の92関連)
- 2 事業者は、車両系木材伐出機械の転倒等により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。
(労安則第151条の93、林災防規程第98条関連)
- 3 車両系木材伐出機械の走行路について、凹凸のないよう整地しておくとともに、根株、岩石等は、走行に支障のないように、あらかじめ、除去しておくこと。
(林災防規程第97条、第118条関連)

- 4 事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、災害発生時等の緊急時に対処するために必要な事項（通信可能な範囲、作業者の相互連絡方法、作業場所と山土場等の連絡拠点となる場所との連絡方法、連絡拠点から事業場の事務所、消防機関等救急機関への連絡方法等）を定めるとともに、その内容を作業者に周知すること。

（林災防規程第24条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連）

- 5 事業者は、作業現場において作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行うこと。

（1）事業場の事務所との連絡に携帯電話等または無線通信を使用する場合は、連絡責任者に、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等または無線通信による通信が可能である位置を確認させること。

（2）連絡責任者に緊急時における連絡方法の確認をさせること。

（3）連絡方法として通信機器を使用する場合には、その機能を確認すること。

（林災防規程第25条、第26条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連）

担当：業務課企画官（水源地域整備担当）

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)抜粋

(転落等の防止等)

第百五十一条の九十二 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、車両系木材伐出機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系木材伐出機械の運行経路について必要な幅員を保持すること、路肩の崩壊を防止すること、岩石、根株等の障害物を除去すること等必要な措置を講じなければならない。

第百五十一条の九十三 事業者は、路肩、傾斜地等であつて、車両系木材伐出機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系木材伐出機械を使用しないよう努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

（車両系木材伐出機械の走行路の確保等）

第97条 会員は、車両系木材伐出機械の走行路について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 走行路は、車両系木材伐出機械が安全に走行できる幅員とし、少なくとも車両系木材伐出機械の接地幅の1.2倍以上、走行路の曲線部は必要に応じて幅員を大きくすること。
- (2) 斜面を横断する走行路の盛土路面については、必要な補強措置を講ずること。
- (3) 走行路の勾配は、使用する車両系木材伐出機械の能力に応じて決定すること。
- (4) 木橋等は、車両系木材伐出機械の走行に耐えられる材料及び構造とすること。
- (5) 走行路は、凹凸のないよう整地しておくとともに、根株、岩石等は、走行に支障のないように、あらかじめ、除去しておくこと。
- (6) 土場は、土砂の崩壊、落石、流水等のおそれのない場所を選定し、車両系木材伐出機械及び貨物自動車の方向転換が安全にできる広さを確保すること。
- (7) 走行路を確保するための作業を行うときは、作業現場の崩壊及び浮石等の落下の防止に配慮すること。

（転倒時保護）

第98条 会員は、傾斜地等であって、車両系木材伐出機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたものを使用するように努めるとともに、シートベルトを備えた車両系木材伐出機械を使用する場合には、作業者にシートベルトを使用させなければならない。

（走行）

第118条 会員は、伐木等機械による作業を行う場合には、伐木等機械の走行に関し、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 伐木等機械の走行に当たっては、走行する林内の勾配、斜面の状況並びに荷重に応じた安全な操作及び速度で走行すること。
- (2) 林内の傾斜地を走行するときは、車両下部（走行部）の前進及び後進の方向を確認するとともに、傾斜方向（等高線と直角方向をいう）に登降坂走行をすること。
- (3) 斜面を下りるとき、積雪時又は凍結時には、速度を落として走行すること。
- (4) 伐木等機械のアタッチメントは、走行方向に向け、斜面や伐根にアタッチメントが当たらない程度に低く下ろした状態で走行すること。
- (5) 林内の傾斜地のうち、伐木等機械が繰り返し昇降する部分については、あらかじめ、根株、岩石等の障害物を取り除くとともに、当該部分を整地しておくこと。

(緊急連絡の方法等の決定、周知)

第24条 会員は、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を山土場等連絡の際の拠点となる場所に掲示するなどにより作業者に周知させなければならない。

- (1) 作業場所における作業中の作業者相互の連絡方法
- (2) 緊急時における作業場所と山土場等連絡の際の拠点となる場所との連絡方法
- (3) 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関等への連絡方法
- (4) 労働災害発生時における被災作業者の災害発生場所から山土場等へ、山土場等から医療機関までの移送の方法
- (5) (略)

(連絡責任者の選任と連絡方法等の確認)

第25条 会員は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係作業者に周知させなければならない。

- 2 会員は、連絡責任者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。
 - (1) 事業場の事務所との連絡に携帯電話等又は無線通信を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所への通信が可能である位置を確認しておくこと。
 - (2) 作業現場が山間部のため、携帯電話等のサービスエリア外となっている場所においては、衛星携帯電話又は無線通信を使用するように努めること。
 - (3) 作業者に対し、作業中の作業者相互の連絡方法として定めた方法による連絡で、相互の連絡が取れることを確認させること。
 - (4) 作業者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに搜索を開始すること。

(緊急連絡の方法等の確認)

第26条 会員は、作業現場において作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行わなければならない。

- (1) 連絡責任者に緊急時における連絡方法の確認をさせること。
- (2) 連絡方法として通信機器を使用する場合には、その機能を確認すること。
- (3) (略)

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン（平成6年7月18日付け基発第461号の3）抜粋

3 緊急時における連絡体制等の整備

(1) 緊急時における連絡の方法等の決定、周知

事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を関係労働者に周知させること。

ア 移動体通信（携帯電話（スマートフォンを含む。）及び PHS（以下「携帯電話等」という。））又は無線通信（トランシーバーを含む。以下同じ。）による通信が可能である範囲

イ 伐木等の作業を個々の労働者が行う場所（以下「作業場所」という。）における作業中の労働者相互の連絡の方法

ウ 緊急時における作業場所と山土場、休憩場所、通信機器設置場所等連絡の際の拠点となる場所（以下「山土場等」という。）との連絡の方法

エ 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関への連絡の方法

オ 緊急車両の走行が可能である経路

カ 労働災害発生時における被災労働者である傷病者（以下「傷病者」という。）が緊急車両に乗車することが可能である場所

キ 傷病者の災害発生場所から山土場等への搬送の方法

ク 傷病者の山土場等から医療機関までの搬送の方法

ケ（略）

(2) 連絡責任者の選任

事業者は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係労働者に周知させるとともに、連絡責任者に4の(1)、5の(1)並びに6の(2)及び(3)の事項を行わせること。

なお、連絡責任者が作業現場を離れるとき等その職務を果たせなくなるときは、連絡責任者にその職務を行う代理者を指名させるようにすること。

4 作業開始前の連絡の方法の確認等

事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行うこと。

(1) 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。この場合次の事項に留意すること。

ア 事業場の事務所、消防機関等救急機関の連絡先

イ 最寄りの有線電話の設置位置

ウ 木材の運搬に使用するトラックに通信機器が搭載されている場合は、当該通信機器の機能及び利用の可否

エ 労働者が携帯電話等を携行する場合には、各々の当該携帯電話等の電話番号

(2) 連絡の方法として、携帯電話等又は無線通信を使用する場合には、当該携帯電話等の端末又は無線通信の機器のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講じること。

(3)（略）

5 作業現場における安全の確認等

(1) 事業者は、連絡責任者（代理者を含む。以下同じ。）に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 事業場の事務所との連絡に、携帯電話等又は無線通信を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による通信が可能である位置を確認しておくこと。

イ 関係労働者に対し、3の(1)のイにより定めた方法による労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認するよう指示すること。

ウ 労働者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を実施すること。

(2) 事業者は、労働者に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

イ 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等他の労働者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

令和 6 年度

国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の重大災害報告
(概況)

<林野庁集計>

令和7年3月31日現在

区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	その他	立 販	樹木採取権	計
本 年 度 累 計	3					5		8
前年度同期累計	3			1				4
前 年 度 計	3			1				4

注1：森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

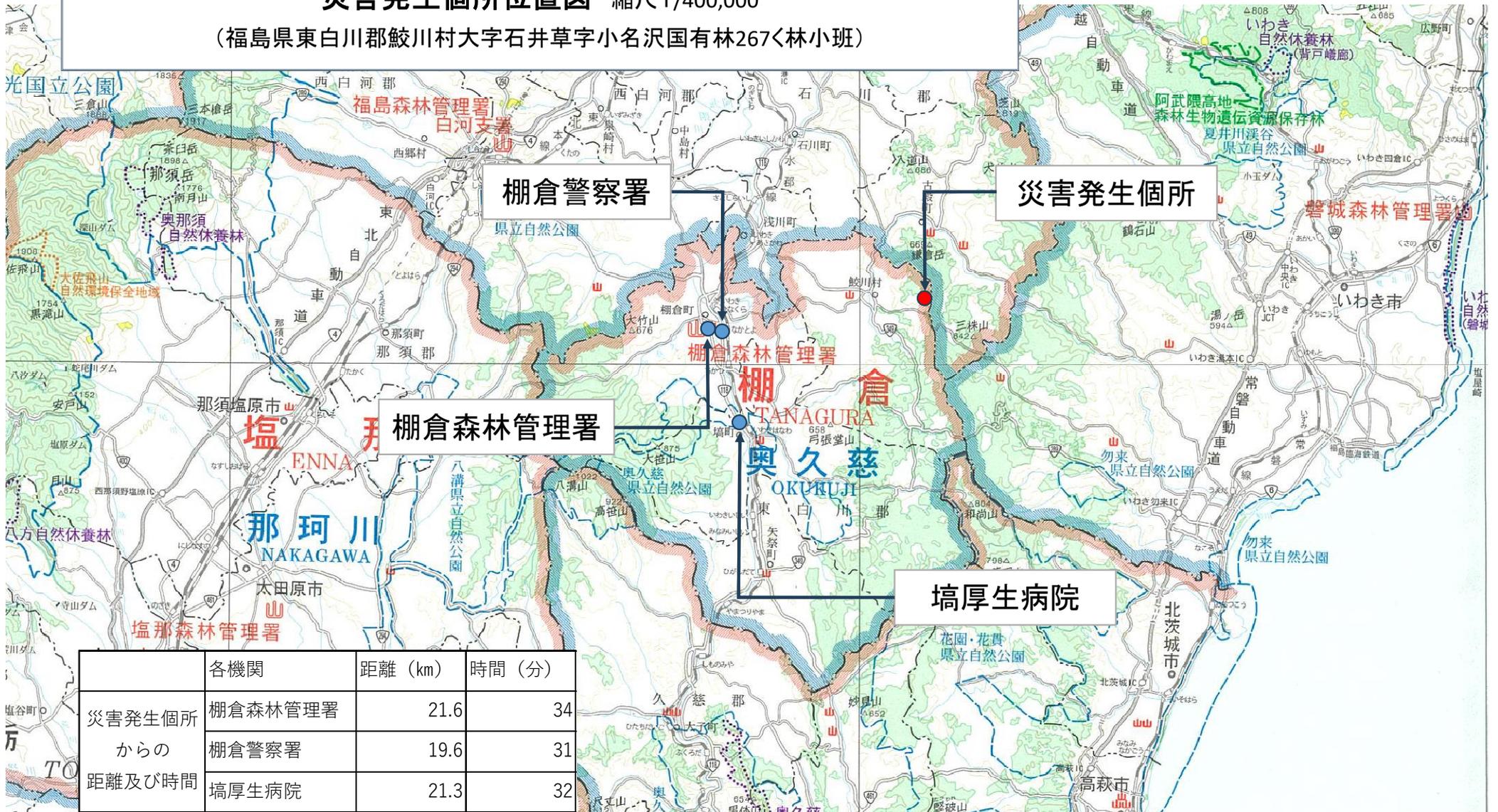
注2：法令上の労働災害に該当しない場合（被災者が事業主である等）については計上していない。

1 森林管理局・署等名	関東森林管理局 棚倉森林管理署
2 事業の種類	立木販売
3 災害発生日時等	令和7年3月27日（木）16時00分頃（推定）（死亡：令和7年3月28日（金）7時04分 死因：外傷性くも膜下出血）
4 災害発生場所	福島県東白川郡鮫川村大字石井草字小名沢国有林267 林小班
5 契約相手方	福島県東白川郡鮫川村大字赤坂東野字大石草137番地 東白工業（株） 代表取締役 鈴木 次男
6 事業実行事業体	同上
7 被災者年齢等	年齢：77歳 性別：男 雇用区分：常雇 社会保険等加入状況：労、建退協、後期高齢者医療
8 従事作業	集材作業
9 災害の概況	<p>当日被災者は、同僚Aと2名で分収造林主伐箇所において集材及び運材作業に従事していた。</p> <p>被災者と同僚Aは、8時00分頃ミーティングを行い、8時30分頃から被災者は木材グラップル機（以下、「グラップル」と記載）による集材及び丸太の積込作業、同僚Aは、フォワーダによる丸太の運材を開始した。昼休憩後、13時00分頃からも午前中と同様の作業に従事、16時00分頃、被災者はグラップルで同僚Aが運転するフォワーダに丸太を積込み、同僚Aは土場まで運材した（土場まで約520m）。</p> <p>16時25分、同僚Aは戻る途中で、尾根部から転落している状態（アームを下方に向け横倒しに停止）のグラップルを発見し状況を確認するため近づいたところ、操縦席のキャビン内で、頭を下側に臀部を上側に向けた体勢で身動きできない状態の被災者を確認した。声を掛けたところ、返事があり意識があることを確認できた。</p> <p>【以下、代表取締役からの聞き取りによる災害発生状況の推定】</p>

	<p>転落の状況を目撃した者がいないため詳細は不明であるが、被災者は同僚Aと別れた後、グラップルを操縦し、伐倒木の集材を行っていた。伐倒木A及び伐倒木Bをグラップルで集材した後、機体を移動したとき、機体の底板が伐根（高さ 40 cm、伐根径 20 cm）に乗り上げたことにより機体のバランスが崩れ、斜面を2回程度、回転しながら転落し、伐根に引っ掛かり停止したものと推定される。また、機体が転落後、キャビンのドアが上を向き横倒しの状態となったため、シートベルトを装着していなかった被災者は頭部を下側に臀部を上側に向けた体勢となり、身動きがとれないため自力で脱出できなかった。なお、ヘルメットは着用していた。</p> <p>同僚Aはキャビン内にいる被災者の救助を試みようとしたが、横転しキャビン部分が地面から高さ4mのところであり手が届かなかったことから、携帯電話の電波が届く位置（災害発生個所から約400m）まで移動し、16時37分に東白工業（株）代表取締役へ状況を報告した。17時00分頃、報告を受けた代表取締役ほか1名（取締役）が現地に到着し、同僚Aと共に土場から移動させたハーベスタのヘッド部分（アタッチメント）を足場にし、キャビンから被災者を救助した。</p> <p>救助後、救急に連絡をしようとしたが、携帯電話の電波状況が悪く電話が繋がらないため、代表取締役運転の社用車で埜町の埜厚生病院（災害現場から21.3km）へ向け被災者を搬送した。（被災者は搬送中も意識があった。顔の右側に外傷があり出血していた。）</p> <p>18時40分頃埜厚生病院に到着。被災者は、レントゲン検査により肋骨等の骨折が判明し、他に顔の外傷及び血圧低下の症状が診られたことから点滴等の処置を受け入院。</p> <p>3月28日7時04分、容体が急変し、死亡が確認された。</p> <p>7時30分、病院から死亡の連絡を受けた家族から東白工業（株）代表取締役に死亡の報告があった。</p>
10 その他	

災害発生個所位置図 縮尺1/400,000

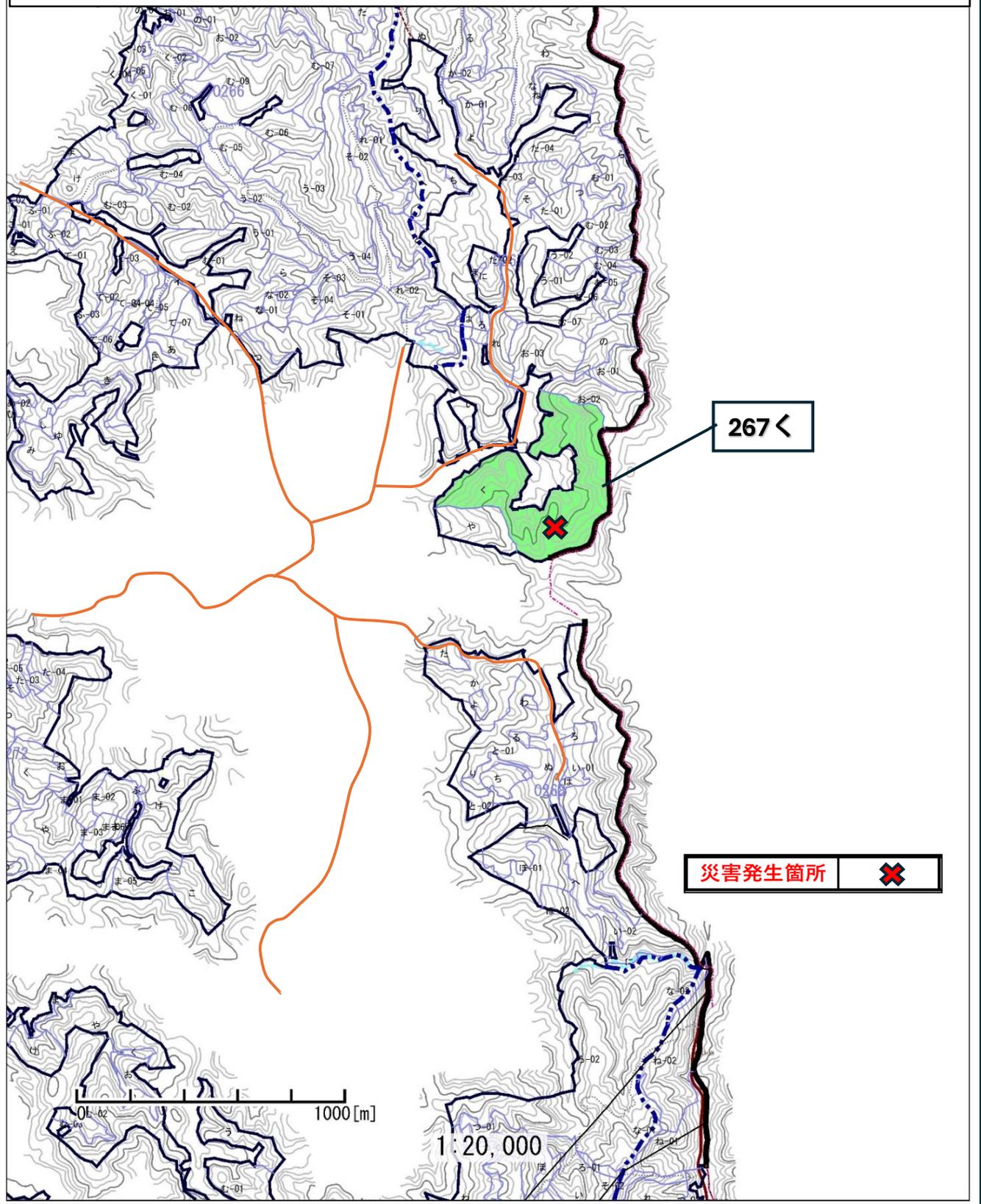
(福島県東白川郡鮫川村大字石井草字小名沢国有林267<林小班)



	各機関	距離 (km)	時間 (分)
災害発生個所からの距離及び時間	棚倉森林管理署	21.6	34
	棚倉警察署	19.6	31
	塙厚生病院	21.3	32

災害発生箇所位置図

所在： 福島県東白川郡鮫川村大字石井草字小名沢国有林【分収造林】267< 林小班
面積： 18.94ha

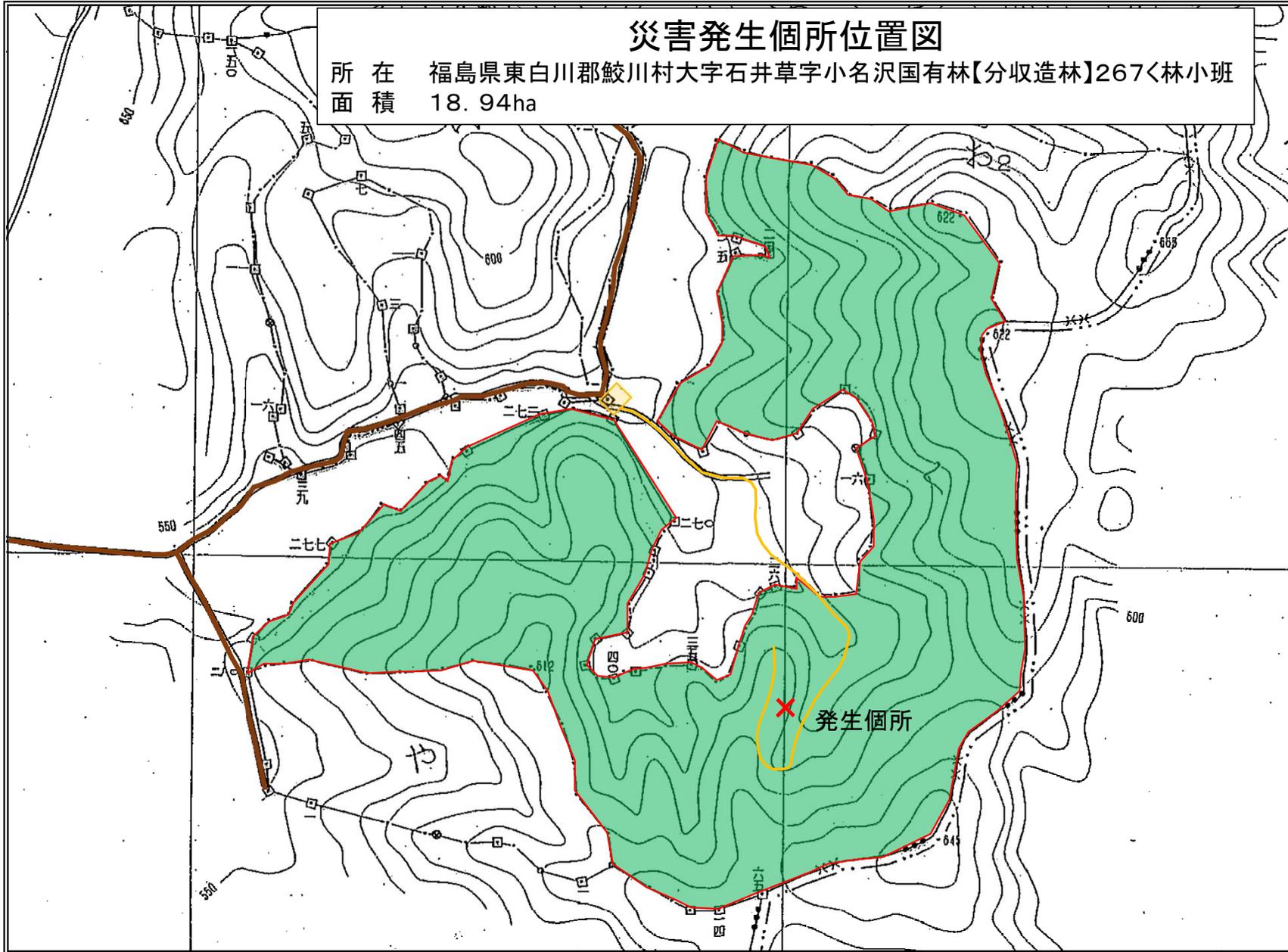


災害発生個所位置図

所在 福島県東白川郡鮫川村大字石井草字小名沢国有林【分収造林】267<林小班
面積 18.94ha

1/5,000

1259

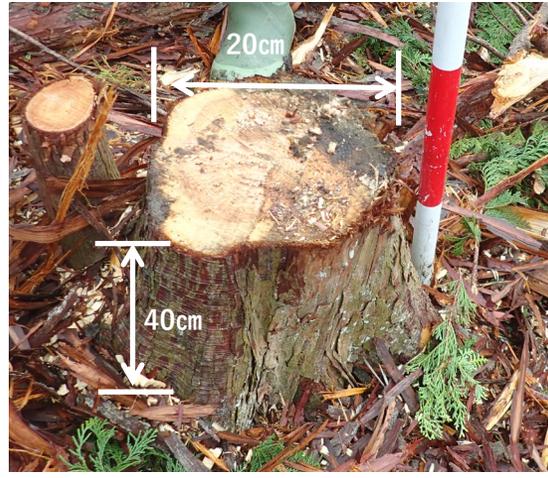
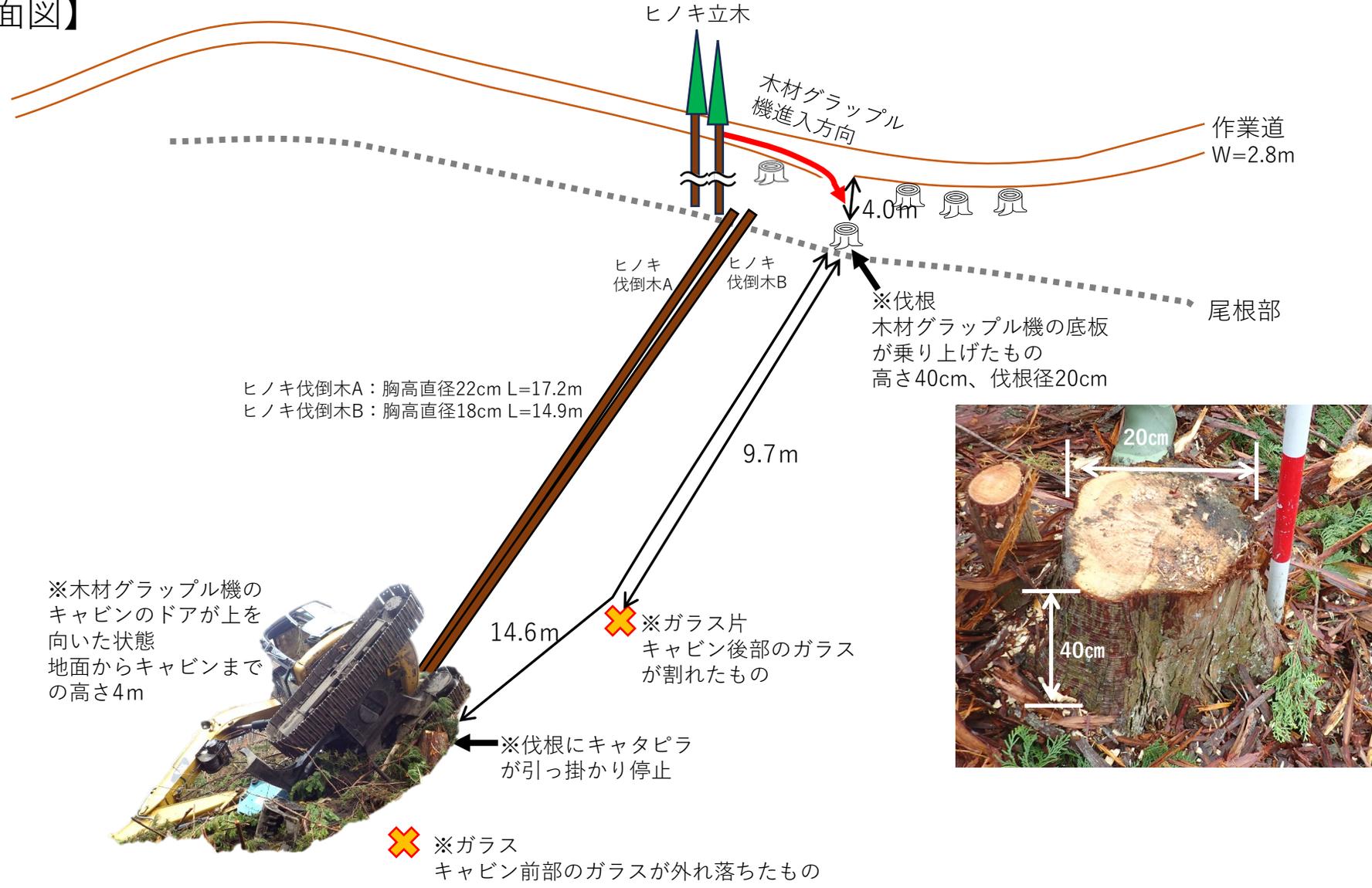


発生個所	×
土場	■
搬出作業道	〰
該当林小班	■

災害発生箇所 見取り図

福島県東白川郡鮫川村大字石井草字小名沢国有林 2 6 7 く 林小班

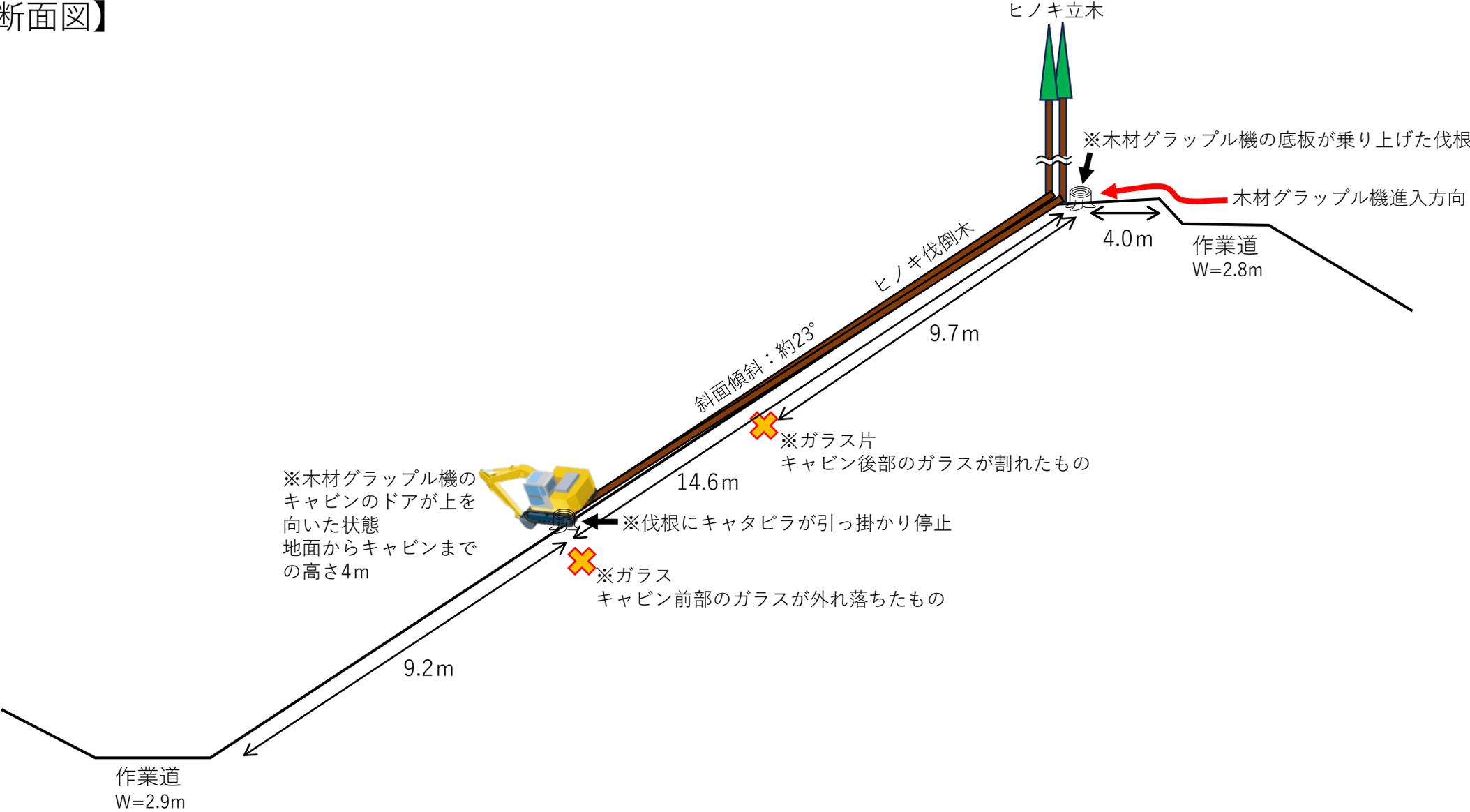
【平面図】



災害発生箇所 見取り図

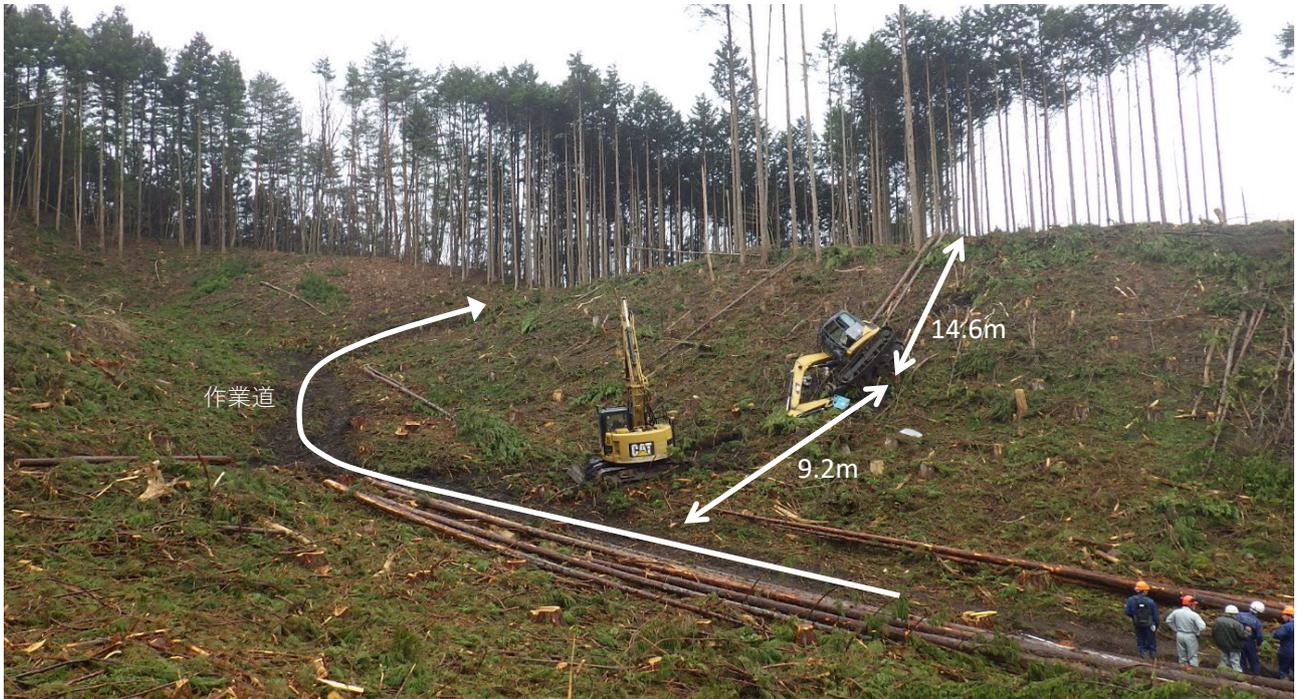
福島県東白川郡鮫川村大字石井草字小名沢国有林 2 6 7 く 林小班

【断面図】



重大災害発生状況写真（1）

福島県東白川郡鮫川村大字石井草字小名沢国有林 2 6 7 < 林小班



重大災害発生状況写真（2）

福島県東白川郡鮫川村大字石井草字小名沢国有林267<林小班



※ 木材グラップル機の底板を乗り上げたと推定される伐根（赤丸）

重大災害発生状況写真（3）

福島県東白川郡鮫川村大字石井草字小名沢国有林267く林小班

